



6月28日 天候

愛の血液助け合い運動月間

7月1日 ~31日

献血者が減少し、血液が不足がちになる夏期に献血思想の普及を図るため、昭和45年から7月をこの月間としています。

7月1日現在
人口 4,900人 男 2,389人 女 2,511人 世帯 1,374戸

発行 新潟県 松之山町 編集 議会事務局

議会 6月定例会

昭和57年度

一般会計予算

一般会計

補正予算の主な使いみち

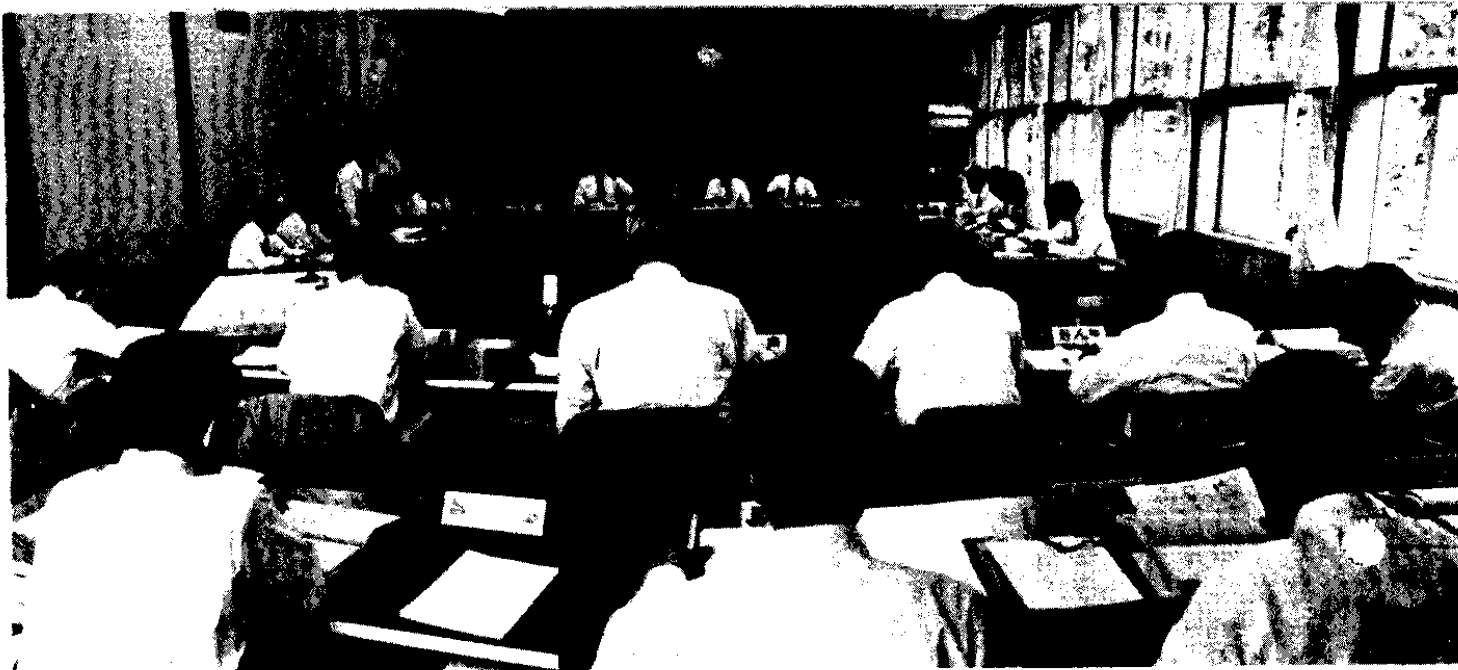
8,381万円追加補正

特定分収林事業スタート 湯沢駅前には駐車場用地買収

◆議会費	
報酬(議員の報酬引上げ).....	248万円
広報印刷費.....	70万円
◆総務費	
給料(特別職給料引上げ).....	85万円
職員研修費補助金.....	300万円
冬期孤立集落管理棟(車庫)建築工事費増.....	300万円
湯沢駅前駐車場用地買収.....	2,350万円
◆民生費	
産休代替職員賃金.....	58万円
ほくら園補助金増.....	16万円
◆農林水産費	
農工団地案内看板、パンフ印刷.....	65万円
大蔵寺牧場内道路生コン舗装.....	91万円
牧場整備重機借上料.....	20万円
種雄牛購入費.....	180万円
自然休養村野外緑地広場取付道路舗装.....	30万円
安全施設工事.....	71万円
パーベキュー施設修繕.....	28万円
大蔵寺直売所、水道、排水管修繕.....	285万円
水田利用再編対策モデル団地補助金.....	45万円
振動障害対策、造林地保育対策事業.....	271万円
特定分収林事業.....	80万円
大蔵寺高原グランド整地.....	260万円
町単テニスコート2面.....	1,300万円
キャンプ用テント10張、遊具購入.....	80万円
上之山農道工事(L=200m).....	2,099万円
◆商工費	
クズカゴ、ベンチ備品購入.....	21万円
浦田温泉掘削事業(温泉掘削工事)費増.....	350万円
取付道路.....	20万円
スキー場建設事業賃金(測量人夫、臨時雇).....	168万円
図面作成(千分の1).....	26万円
測量委託.....	510万円
ゲレンデ造成重機借上.....	205万円
暗渠排水工事.....	100万円
◆土木費	
道路修繕(上蝦池、小谷、湯本、北浦出).....	250万円
町道松山地内地震調査.....	241万円
町営住宅駐車場防護柵.....	55万円
◆消防費	
積載車4輪駆動車に変更(2台).....	60万円
◆教育費	
松之山中体育館床張替工事増.....	443万円
教員住宅改修工事.....	230万円
鏡ヶ池暗渠排水工事.....	50万円
移動公民館(自動車)購入費増.....	46万円
◆災害復旧費	
町道災害復旧(松山、大荒戸).....	90万円

昭和五十七年第四回町議会定例会が六月二十三日開かれ、昭和五十七年度一般会計補正予算で、湯沢駅前の駐車場用地買収費、特定分収林事業費などを追加、特別職の給与引上げ、農業共済事業決算の認定等、十五議案を原案どおり可決しました。	昭和五十七年第四回町議会定例会が六月二十三日開かれ、昭和五十七年度一般会計補正予算で、湯沢駅前の駐車場用地買収費、特定分収林事業費などを追加、特別職の給与引上げ、農業共済事業決算の認定等、十五議案を原案どおり可決しました。
一般質問では、豪雪対策、公共建設事業問題などについて、二議員さんが町側の考えをただしました。	昭和五十七年第四回町議会定例会が六月二十三日開かれ、昭和五十七年度一般会計補正予算で、湯沢駅前の駐車場用地買収費、特定分収林事業費などを追加、特別職の給与引上げ、農業共済事業決算の認定等、十五議案を原案どおり可決しました。
一般会計補正予算 歳入歳出予算の総額にそれぞれ	歳入歳出予算の総額にそれぞれ
議会費 四〇八万円	議会費 四〇八万円
総務費 二、三一六万円	総務費 二、三一六万円
民生費 八万円	民生費 八万円
衛生費 二万円	衛生費 二万円
農林水産費 五、一四六万円	農林水産費 五、一四六万円
商工費 二、一七五万円	商工費 二、一七五万円
土木費 二、六九九万円	土木費 二、六九九万円
消防費 六〇万円	消防費 六〇万円
教育費 八五二万円	教育費 八五二万円
災害復旧費 九五五万円	災害復旧費 九五五万円
予備費 一九万円	予備費 一九万円
減額したもの	減額したもの
ロータリー除雪車(補助事業外れる)購入費△二、六四五万円	ロータリー除雪車(補助事業外れる)購入費△二、六四五万円
特別職の給与アップ	特別職の給与アップ
町長 四四八千円	町長 四四八千円
議員 九八、〇〇〇円	議員 九八、〇〇〇円
副議長 二一〇、〇〇〇円	副議長 二一〇、〇〇〇円
常任委員長 一〇二、〇〇〇円	常任委員長 一〇二、〇〇〇円
議長 九九、〇〇〇円	議長 九九、〇〇〇円
議員 八八、〇〇〇円	議員 八八、〇〇〇円
町長の三役、教育長の給与と議	町長の三役、教育長の給与と議
員など非常勤者の報酬が四月にさかのぼり上げられました。	員など非常勤者の報酬が四月にさかのぼり上げられました。

月額で(〃)単位



6月定例議会（6月23日）

— 審議可決したおもな事項 —

- ◎昭和56年度一般会計補正予算（第9回）
1,530万円減額し総額22億8,927万5千円とする。
- ◎昭和56年度国保特別会計補正予算（第4回）
179万円減額し総額3億8,397万5千円とする。
- ◎昭和56年度農業共済事業決算の認定。
総決算額38,366,113円。
- ◎昭和57年度一般会計補正予算（第1回）
8,381万2千円追加し総額22億5,444万4千円とする。
- ◎昭和57年度国保特別会計補正予算（第1回）
203万円を追加し総額3,099万1千円とする。
- ◎特別職の給与に関する条例の一部改正。
3役の給与を57年4月から平均6.6%引き上げ。
- ◎教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正。
教育長の給与を57年4月から6.83%引き上げ。
- ◎特別職の非常勤者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。
議会議員12.58%57年4月より引き上げ。
- ◎職員の給与に関する条例の一部改正
職員の児童手当の特別措置。
- ◎町営住宅条例の一部改正
分筆登記により地番の変更、松之山1,149の15に改める。
入居申込者の所得金額制限の改正。
- ◎松之山町農業共済条例の一部改正
蚕繭共済の単位当り共済金額の変更。
- ◎工事請負契約の締結について
町道西之前北浦田線、改良工事、西之前地内、延長140m
幅員6m、請負金額3,000万円、請負者、飯塚建設。
- ◎松之山町過疎地域振興計画の変更について
55~59年度の追加事業、町道3路線、農道3路線、冬期孤立集落管理棟、かんばい用水、ほ場整備、湯山駐車場。
- ◎字区域の変更について
西之前ほ場整備による字の変更。
- ◎町道路線の認定がえについて
天水島~天水越地内、栗の木線110m（内橋梁10m）認定。
- ◎新潟県町村人事事務組合規約の一部改正
人事事務組合を組織する地方公共団体の数の減少。
- ◎新潟県町村職員退職手当組合規約の一部改正
地方公共団体の数の減。

昭和56年度農業共済決算

総事業三、八三六万円

農業を守る完全補償運動推進
にちなみ適正な引受けと共済金
額の高額選択により災害時の完
全補償（保障）をすべく、防除
機貸付け、畜舎、蚕舎等の消毒
家畜損防事業等行うなかで、共
済事業の普及推進にあたってき
た。

稲作は、豪雪で一週間から十
日程植え付けがおくれたうえ、
全般的に低温、小照に推移し、
穂数とも少なく登熟割合も不良
で作況指数九二%の不良の作柄

となつてしまつた。

◎決算額

農作物	八、一〇一、一〇八円
蚕繭	二八、八一〇円
家畜	三、七一三、八二〇円
業務	二六、五二二、三七五円
合計	三八、三六六、一一三円

◎水稲共済

加入者	一、一一八人
引受面積	六八、八九二a
共済掛金	五、三三八、三二一円

被害

戸数	六七戸
----	-----

◎蚕繭共済

面積	四五七a
支払金	一、〇八九、四五二円
加入者	四人
引受箱数	二六箱
共済掛金	一九、五五六円

◎家畜共済

引受頭数	三五六頭
共済掛金	一、八五二、五六七円
死傷事故	三頭
死亡	三頭
費用	三頭
支払金	一一九、〇九三円
病傷事故	三頭

◎支払金

件数	一三二件
支払金	七四三、一六〇円

国など関係機関へ

意見書提出

松之山町議会



農家は厳しい営農環境におかれながら水田再編対策に協力している。

資材・労賃の上昇二年連続の冷害により農家はかつてない苦境に立たされている。

今年の政府買入米価を四・三七％、六〇kg当り一万八千二百五十一円に引き上げられるよう要望する。

議会一般質問

農業祭・豪雪問題など 二議員質問

第二次臨時行政調査会は、農業を破壊しようとしてきている。食糧の安定確保が国家の安全を保障する基本である。次の食糧農業基本政策ならびに米穀政策を確立するよう要望する。

(1)農産物の輸入自由化枠拡大を阻止し、食糧自給率の向上と農産物の備蓄の強化をはかること。
(2)稲作経営の安定、強化について必要な諸対策を強化すること。
(3)水田再編対策については面積の拡大による生産意欲の減退を

配慮し現状を凍結し、積極的な需要開発をはかること。
(4)食糧制度を堅持し政府による米の全量管理の責任ある実行を期すること。



たばこ専売制度は、明治三十七年に制定された。

たばこ専売制度が廃止されると、販売店の乱立と過当競争によって流通秩序が混乱し、地方自治体の財政収入確保に大きな影響を与えることとなります。現行のたばこ専売制度を存続するよう強く要望いたします。

人夫賃も補助対象と考えてはどうか。
町単田ならしについて
稲作を休まないで、田ならしする場合も補助金が適用されるよう制度を改善する用意はないか。

田辺 尚二議員

▼農業祭について

町長は名称を「農林祭」としたいと主張しているが「農業祭」に出来ないか。「農業祭」はどういうものになるのか。

▼豪雪対策について

屋根の上で雪を消すことを町の補助事業として考えているのか。

▼部落(字)の除雪用ブルを町で用意する考えはないか。

松之山部落の消雪パイプの研究の用意はないのか。

▼農道、町道舗装工事の補助金について

採択された 請願・陳情

請願・陳情

◎新潟県電気工事工業組合十日町支部
昭和五十七年度以降にかかる町発注の建築工事及び建設関連工事における電気設備工事の分離発注をお願いしたい。

◎上川手部落
上川手公会堂を改築願いたい。

◎兎口部落
大松山地区を自然探勝ゾーンとして、その整備計画を早期に具体化していただきたい。

◎光間部落
町道光間上川手線を改修して

▼国道353号線の改良について、松之山部落の改良工事の方線を示されないか。

高橋 英一議員

▼豪雪時における電話線、柱の改善計画について
五六豪雪による住民の要望と町から公社への要望について計画通り進んでいるのか。

▼町道無雪計画と冬期駐車場設置の補助事業について
各部落の生活通学道路の無雪化を早期実現されたい。

▼町道無雪計画と冬期駐車場設置補助金を考えてみてはどうか。

▼町総合計画について
今年には総合三ヶ年計画の年

ほしい。
◎水梨部落
町道なべずる線の一部を変更してほしい。(部落道中連線を町道に認定してほしい)

◎松之山町農業委員会
五十七年産米価に関する要望書を政府、関係方面に提出してほしい。

◎上信越、十日町たばこ販売協同組合
たばこ専売制度存続について国に意見書を提出してほしい。

◎松之山、浦田農業協同組合
昭和五十七年産米政府買入価格、食料、農業基本政策ならびに米穀政策を確立してほしい。

ので過疎化、老令化の進むなかで基本構想の再検討をされたい。

▼公共事業の入札について
町は今後の公共事業の見直しをどのように考えているのか。随意契約とはどんな時に行われるのか。

▼保育料と長時間保育について
保育料が高すぎないか。長時間保育を考えてはどうか。

▼代行道路について
東川藤倉間の改良工事は全線改良してから舗装工事をはじめめるのか。部分的にでも工事が終わったところから舗装できないものか。

特定分収林促進事業

都会の人たちに出資呼び掛け

町有林20ヘクタールで50%の分収契約

山林の財産形成

の楽しみ

特定分収林促進事業は、浦田
地内(中原)の町有林の立木に
都会の人達から出資してもらい、
その出資金と町の資金で山林の
枝打ちや施肥等の保育をやり、
二十年〜二十五年後に伐採時の
収益金を配分するものです。

山林の財産形成の楽しみと、
その保育の重要性及び汗を流す
貴重な体験をしてもらうために、
松之山町へ来て頂いて町民との
親睦と理解を深めてよりよい町
づくりをしようというものです。

松之山をあなたの

第二のふる里に

ーピスや、ふるさと松之山の山
菜狩り、昆虫、草木採取或は溪
流釣り(イワナ、ヤマメ、ハヤ
等)の案内をします。そして町
の広報誌「まつのやま」或は折
りおりのパンフレット等の配布
や、山菜、コシヒカリ、民芸品
など会費に見合う程度のもので
年数回自宅の方へお届けしよ
うという計画です。

町有林の活用によって観光開
発や過疎防止をねらい、活気
ある松之山町になることが期待
されています。

六月議会でこの事業の予算が
認められ、近くパンフレットを
印刷して出資者を募集します。
出資者は「ふるさと松之山ク
ラブ」へ加入して頂き、特別町
民台帳に家族の名前と共に登録
し、会員証を発行します。

クラブ員の特典として年一回
松之山温泉に招待し町の観光施
設、テニスコート、体育館、グ
ランド・プール、キャンプ場、
現在計画中のスキー場、民族資
料館の使用料、入館料の半額サ

◎耳木菟グループ

募集会員一〇〇名で五〇年生
の杉一〇ヘクタールと九〇年生
のブナ林一〇ヘクタールを会員
と町がそれぞれ五〇%の分収契
約を結ぶ。ブナ林は自然保護の
立場から伐期は定めず、林間に
栽培するキノコ、薬草類の収入
を五〇%配分する。

◎山鳩グループ

募集会員二〇〇名で分収契約
はなく、クラブ員の特典のみ。
※出資金や会費など詳細につ
いては検討中です。

今年も、出稼ぎ者、循環器検診を
一緒に行きます。

おとうさん、お母さん、隣り近所
おさそいあわせて、受けて下さい

期日 7月13、14、15、16日

●会場 松之山町民体育館

料金 二次検診の方は、
循環器 200円/出稼ぎ者無料

日時・マイクロバスの時間等詳しいこと
は、個人通知でお知らせします。

キャンプシーズン到来

大蔵寺原高原キャンプ場の予約申込みはお早目に

▶利用料金◀

区 分	利 用 料		備 考	
	単 位	金 額		
キ ャ ン プ 場	貸テント	5人用 1張	1,000円	スノコ付 24時間以内
		6人用 1張	1,000円	
		10人用 1張	1,200円	
	テント持込料	1張	500円	24時間以内ランプ付 24時間以内
	バンガロー	1棟	3,000円	
	貸毛布	1枚	200円	
	まき	1束	200円	
ファイヤー	1団体	3,000円		
つり池	魚釣券 大人	1日	300円	釣券は希望館と管 理棟にあります。
	小人(中学生まで)	1日	200円	

* キャンプ場利用申込みは大蔵寺原高原ハウス希望館
(TEL 2556) まで電話又は直接お申し込み下さい。
問い合わせは希望館 (AM9:00~PM5:00) まで

昭和56年

戦後最悪を記録

少年非行

犯罪者の44%を占める



少年非行の現状

低年齢化が一層進む

少年人口に対する割合でみま

すと、千人当り十八・六人が刑法に触れる犯罪で補導されていることになり、前年度に比べて一・五人増えていきます。

そして、注目されることは、成人を含めた刑法犯の中で、少年の割合は四四・二%（前年比一・八%増）と、これまた戦後最高の悲しむべき数字となって

いることです。

刑法犯少年の年齢別の推移をみて感じるのは、十四歳、十五歳、十六歳は著しい増加傾向にあるのに対し、十七歳、十八歳、十九歳はおおむね横ばいなし減少傾向にあり、非行の低年齢化がますます進んでいることを示しています。

それではどのような非行が多

データ①
 昨年（昭和五十六年）刑法犯で検挙補導された少年は、十八万四千九百二人（前年比一万八千八百二十九人一一・三%増）と戦後最高を記録。

データ②
 刑法犯少年の年齢別構成をみると、十四歳が全体の二五・六%を占めて最も多く、次いで十五歳、十六歳の順となっている。

（警察庁調べ）

少年非行の特徴

動機の単純な遊び型非行が増加

いのか、最近の少年非行の特徴をみてみましょう。

- ☆中学生を中心とした校内暴力が増えている。
- ☆シンナーや覚せい剤など薬物を乱用する少年が増加している。
- ☆売春や不純な性行為など、性非行で補導される女子少年が増えている。（中・高校生が全体の半数以上を占める）
- ☆非行に走る家出少年が急増し、最近では女子が男子を上回っている。
- ☆万引きや自転車・オートバイ盗などのいわゆる「遊び型非行」が増えている。

これらに共通しているのは、いわゆる、せっぱ詰まった犯罪

家庭での注意事項

少年たちにとって、非行に走りやすい夏休み。家庭では次のような点に十分気をつけましょう。

- ① 勉強や遊びなどの日程表を子供たちに作らせ、はじめのある生活をさせましょう。
- ② 子供が外出するときは必ず行き先を確かめ、夜遊びはさせないようにしましょう。
- ③ 家庭が楽しいところであるよう、少なくとも毎日一回は家族そろってだんらんする機会をつくるようにしましょう。
- ④ 悪に負けない勇気を伸ばし、友達から誘われても断ることが出来る強い意志を育てるように「しつけ教育」に重点をおきましょう。

米国派遣農業研修生募集

明日の農業を担う若者の参加を

しめきり 7月31日

この事業は、日米両国政府の援助と県の協力のもとに、日本の農村青年を二カ年間アメリカに派遣し、大学における学習と農場での実習をいくつか組み合わせた効果的な農業研修を行なうことにより、国際的感覚、優れた経営能力、たくましい実践力を身に付けて、自家農機経営の改善に勇敢に取り組み、地域農業の近代化と組織化の推進力となる次代の農業の担い手を育成することを目的としています。

▽年齢・十九歳以上二十七歳未満の独身男子

▽学歴・高等学校卒業業者で、現在農業に従事している者

▽語学・英語の初歩的素養がある者（中学一年程度）

▽募集人員・全国二百名、新潟県八名

▽専門コース

一、酪農。二、肉牛。三、養豚。四、養鶏。五、果樹。六、野菜。七、一般畑作。八、観賞園芸。

▽選考、県選考と中央選考（書類審査、作文、体力テスト、性格テスト、英語筆記テスト、面接）

▽出発・選考に合格した翌年の六月下旬に飛行機で出発

◎問い合わせおよび申し込み先
県庁 総務部県民広報課
☎〇二五二（二三）五五二一

交通安全

スリーマンズ・キャンペーン

七月一日～

九月三十日

七月一日から三カ月間、交通安全対策を推進し町民の交通安全意識高揚と交通事故防止を図ることを目的に、交通弱者の事故防止や無謀運転防止等を重点として、スリーマンズ（三カ月）キャンペーンが実施されています。

(1) 歩行者、特に子供と老人の交通事故防止

(2) 自動二輪車、原動機付自転車の事故防止

(3) 交通三悪（飲酒運転、速度違反、一時不停止）の一掃

(4) 青少年の交通事故防止

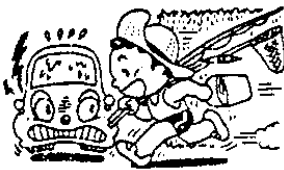
(5) 暴走族追放

(6) シートベルト、ヘルメットの着用

昨年一年間に県内でおきた交通事故のうち、死亡した人は二二八人、けがをした人は、八、八六二人もおりました。

事故を起こしたり、被害にあった家族の悲惨さは言葉では言い表わせない程です。

夏休み…子供の交通事故をなくそう



夏休みに入ると、子供たちは、解放感などから、せつかく身についた正しい交通ルールや安全な動作を忘れがちになります。家族みんなで、交通安全について話し合みましょう。

6月にあった行事

- 5日 浦田温泉掘削契約締結日
- 7日 町母子福祉会役員会
母子健康相談（八日まで 五四人）
- 8日 町傷痍軍人会総会
- 10日 青少年育成町民会議
- 11日 保育所歯科検診（一六三人）
- 12日 農業共済婦人講座（九五五人）
林業関係入札
▽カンエツ興業請負、森林総合利用管理施設
大蔵寺に便所二棟
- ▽高橋組請負、作業道（天水越）六八〇m
- 13日 町青年バレーボール大会
- 15日 老人クラブ連合会評議員会
- 16日 教育委員学校巡視
- 17日 教育委員会
浦田温泉開抗式
水田利用（転作）現場確認会議
消防関係入札防火水槽
- ▽大荒戸、カンエツ興業
- ▽湯本、大海組
- ▽坪野、大武工務店
- ▽田妻立、飯塚建設
- ▽藤倉、小口組
- 19日 部落総代会（水田利用

良質で豊富な温泉の 自噴を祈願

浦田の温泉堀さく開抗式

工費一、八五〇万

四百メートルの堀削

六月十七日浦田温泉の開抗式が、地区協議会と請負者の主催で行なわれました。

堀削工事用の一〇mのヤグラの前で町長、議会議長、関係議員、浦田各部落の総代など約一〇〇人が参列して開抗安全祈願の神事（修祓の儀、降神の儀、祝詞奏上、四方祓の儀、玉串奏呈、昇神の儀）などが約一時間に渡って行なわれ、午前十一時四十五分、町長によるボーリング

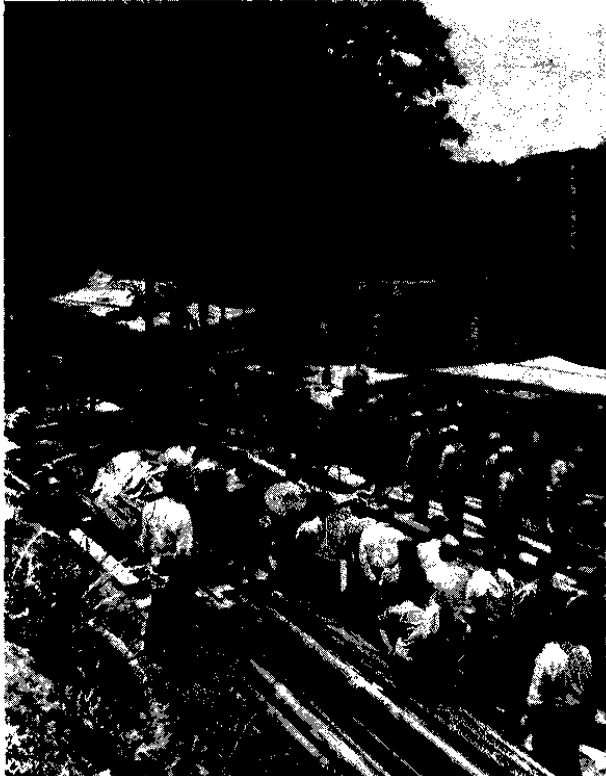
グ機械の始動式（スイッチ入れ式）が挙行され、十二時から浦田克齋センターにおいて、良質豊富なお湯が自噴することを願いつつ長年の宿願であった温泉堀削の直会が行なわれた。

昨年浦田の自然ガンマ線による地熱開発適地調査が農林水産省農業土木試験場水利部水利第二研究室長らによって行われています。工事は松之山温泉を堀削した

（朝日サクで、工費千八百五〇万円、六月五日から五十七日間で四〇〇mの堀削を予定しています。七月八日現在二三四mまで堀削されています。

◀宿願かない喜びの開抗式

▶ボーリング機械にスイッチを入れる町長



再編対策)

土木工事入札

▽高橋組請負、松代松之山線（松口）改良一六〇m

▽飯塚建設請負、西之前北浦田線（西之前）改良、一四〇m

▽大海組請負、上川手橋架替（上川手）一九・五m

▽高橋組請負、町道災害復旧（大荒戸）

▽飯塚建設請負、北浦田走り口線（北浦田）側溝修繕七二m

21日 栄養改善事業（キッチンカー）

23日 町体運営委員会

22日 婦人健康教室（松里九人）

24日 むし歯予防講演会（浦田小六〇人）

むし歯予防と食事の講習会（一六人二五日まで）

27日 若妻教室

28日 高校献血（一四三人）

29日 農業委員米価大会（新潟市農業委員会）

東部陸上競技大会（松之山小）

30日 民生委員協議会

町学校保健委員会

“カラ梅雨”水を大切に
カラ梅雨で、夏に迎い水道の水不足が予想されます。今から節水にご協力願います。

健康づくりの食生活

清涼飲料水を

とり過ぎないように!!

子供達にとって、待ちに待った夏の訪れです。家族で海や山へ出掛けるなど、楽しい計画を立てていることと思います。ところで、食生活の方はいかがですか。暑さのために生活のリズムが狂いやすく、食生活も乱れがちとなります。子供さんのいる家庭では、特に注意しましょう。

暑さで食欲がないと、毎食軽いもので済ませたり、食事を抜いたり、アイスクリームやジュースなどをとりすぎてしまう——このような食生活を続けていると、体の調子が崩れてしまいます。

夏の食事で気をつけたいことは、まず栄養のバランスです。夏は水分を多く必要とするため、ややもするとジュースなどの清涼飲料水を多くとりがちですが、飲みすぎると疲労や食欲不振を招きます。清涼飲料水よりは牛乳を飲んで水分を補いましょう。

また、ビタミン類やタンパク質をとることも怠ってはなりません。特に肉、魚、豆腐など、タンパク質に富んだ食品は夏に衰えがちなスタミナの減退を防ぎます。

三度の食事、規則正しくとるよう心掛けましょう。特に子供の場合は、もともと栄養の摂取が少ないうえに、消化吸収力が大人に比べて劣りますので、おやつは一日三回の食事に次ぐ、第4の食事、と考えて、質、量共に気を配りましょう。

夏を健康に過ごすには、3度の食事をきちんとしたり、早寝早起きを励行するなど規則正しい生活を送ることが大切です。また、朝のラジオ体操や水泳など適度な運動を心掛けるとともに、十分な睡眠をとり、健康で楽しい夏、を過ごしましょう。

芸術祭文芸作品募集

主催 新潟県教育委員会
 後援 新潟日报社、朝日・毎日・読売・サンケイ各新聞社
 新潟支局、NHK新潟放送局、BSN、NST、TNN

昭和五十七年「芸術祭文芸部門」として、作品発表の場を提供するとともに、県民文芸の振興を図るため、県教育委員会の主催により作品を募集しています。
 △小説(一般) 四百字詰原稿用紙五十枚以内。
 (高校) 二十枚以内。
 △詩(一般・高校) 四百字詰原稿用紙四枚以内で現代詩とする。
 △短歌(一般・高校) 一人新作 五首
 △俳句(一般・高校) 一人新作 五句
 △川柳(一般・高校) 一人新作 五句
 △課題・一般の部、高校の部とも自由題。
 ◎締切・十月九日(土)
 ◎授賞作品の発表、十二月中旬

◎入選作品「県民文芸」(第十五集)に集録し刊行する。
 ◎あて先、詳細については、新潟市一番堀通町県庁第二分館、新潟県教育庁文化行政課とし、封筒表面に「県芸術祭文芸作品応募原稿」と朱記する。
 ☎〇二五二(二三)五五一
 内線三六七五
 ◎注意
 (1)楷書ではっきり書く。
 (2)当用漢字以外の漢字や読みにくい漢字には、振り仮名をつける。
 (3)応募原稿第一枚目に次の事項を記入すること。応募種目、一般、高校の区分、郵便番号、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号。

聴覚障害者巡回相談
 △日時 八月三日(火) 十時～十二時
 △場所 松之山町役場
 △相談内容
 一、聴力相談一般
 二、補聴器の修理、点検、整備
 補聴器の正しい扱い方
 聴力検査
 ※なお、補聴器業者が相談に応じることとなるため、身体障害者手帳交付該当判定はできませんし、補聴器の処方意見は書けませんのでご注意ください。
 相談希望者は、七月二十五日までに福祉係に連絡下さい。

日	行事予定
1日	栄養改善指導 国保運営協議会
4日	新潟市のスーパードで観光宣伝(2日まで) 郡青年大会(町民体育館)
5日	献血(松里いこいの家) 救急法と水泳指導講習会 町社協評議員、国民年金委員会議
6日	「お酒のじょうずな飲み方」講演会(役場) 第2回松之山町農業者年金受給者連盟総会(自然休養村センター)
8日	保育所健康診断 休養村センター
10日	乳幼児健診(自然休養村センター)
11日	消防一日訓練 夏期学生合宿受入開始
13日	循環器検診、出稼検診、(町民体育館) 16日まで 町校長、教頭合同会議
14日	町母子福祉会旅行
18日	町消防大会 郡婦人バレーボール大会 糖尿病検診(役場) 松中体育館床張替工事入札
19日	胃がん検診(28日まで)
21日	上越消防大会(妙高村)
22日	開眼検診(身体障害者)
25日	婦人検診(6日まで)
26日	献血(浦田克雪センター)
3日	
5日	

農業者年金に加入

しましよう!!

農業者年金とは

農業者年金は、農家の方々の老後の生活の安定と農業経営の若返り等を目的として国の政策によって設けられた農家の方々のための年金制度です。

加入者は老齢になって他の農家や自分の後継者に経営移譲して農業経営から引退したときは、経営移譲年金が六〇歳から支給されます。また経営移譲しなくても六五歳から農業者老齢年金が支給されます。

なお、いずれの年金も、保険料納付済の被保険者期間等が二〇年以上なければ支給されませ

るので、早めに加入資格を確認し、加入しましょう。

当然加入の資格者

- (1) 国民年金に加入
- (2) 自分名義の農地等が五〇アール以上ある農業経営主。
- (3) 六〇歳に達する前月までの加入期間が二〇年以上となる人です。

当然加入に該当しているときは、該当した日から被保険者として取り扱われますので、早急に加入の手続きをとってください。

特に、経営移譲年金を受けている父親等から農業経営を譲り受

国保

特別保健指導事業

国保被保険者一人当りの医療費が県の平均より著しく高い町を対象に実施されます。五十六年度の町国保の医療費が非常に高かったために、県の指導で実施する事になりました。

国保に加入の皆さんの中から対象者を選び、保健婦が個々に訪問指導いたしますのでご協力下さい。

国保は今医療費の急増で費用の燃出に大変苦労しています。日頃から健康に注意していると思いますが、「自らの健康は自から守る」という自覚をもっていただき、医療資源の節約をしてほしいものです。

けた後継者は、直ちに加入の手続きをとってください。

任意加入の資格者

- (4) 自分名義の農地等が三〇アール以上五〇アール未満であり年間の労働時間が七百時間以上の農業経営主。
- (5) 農業生産法人の常時従事者である構成員で、その法人の農地等を構成員で均等割したものと自分名義の農地等を合算して五〇アール以上の入。
- (6) 自分名義の農地等が五〇アール以上の農業経営主の子や孫のうち、その経営主から農業後継者として指定された一人の者であって、引き続き三年以上農業に従事している人。

加入期間が十分に農業者年金の経営移譲年金や

農業者老齢年金は、保険料納付

期間等が二〇年あれば受給で

けるので四〇歳近くに届出して

保険料を納付すれば充分と考え

ておられる人がいるようですが、

ぎりぎり加入しますとあとで厚生年金等に加入するなどにより被保険者資格を喪失したり、又は、保険料の納め忘れなどに

より期間不足を生じた場合は年金の受給資格を失うことになりかねません。余裕をもって早めに届出をし、安全にしておく必要があります。

早く加入するほど有利です

年金は、保険料を納付した月数に応じて計算されます。したがって、長期間納付する程多額の年金が受けられますので、早く加入するほど有利です。また、五歳以下の後継者で一定の要件を備えている人は、保

険料が三割ほど安くなる制度がありますので、若い後継者は是非この制度を活用して任意加入してください。

しっかりとした年金制度です

農業者年金は、農業者年金基金で運営はしていますが、法律によって設立され国の監督の下に事業を実施していますので安心して加入できます。加入資格や加入手続き等の詳しいことは、気軽にお近くの農業委員会や農協にお問い合わせください。

【例】57年4月現在の年金額等

保険料納付済期間	保険料納付総額 (内は特定保険料納付のとき)	年金額 (一年間の支給額)		
		経営移譲年金		農業者老齢年金 (65歳以降)
		60歳~64歳のとき	65歳以降	
20年	(40歳から加入) 1,560,000円	858,000円	85,900円	214,800円
25年	(35歳から加入) 1,962,000円	1,072,500円	107,400円	268,500円
30年	(30歳から加入) 2,364,000円 (2,262,600円)	1,287,000円	128,900円	322,200円
35年	(25歳から加入) 2,766,000円 (2,549,400円)	1,501,500円	150,400円	375,900円
40年	(20歳から加入) 3,168,000円 (2,836,200円)	1,716,000円	171,800円	429,600円

年金相談

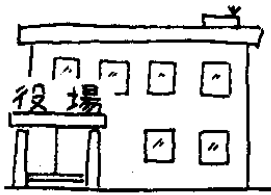
国民年金と厚生年金の両方に 保険料を払ってきましたが

大学卒業後「国民年金」に加入して、実家の商売を手伝ってき
ましたが、三年前に商事会社就職して厚生年金保険にも加入
今日まで両方の保険料を納めてきました。ところが最近、知人
から異なる年金への重複加入はできないはず、と言われました。
本当でしょうか。

重複加入はできません。 早急に役場へ届け出を！

国民年金の被保険者(加入者)になる資格は、国民年金法という法律で次のように定められています。「日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする」

ただし、厚生年金、船員保険、共済組合などの公的年金制度に加入している人は、その年金制度によって保護されていますので、国民年金の被保険者になることはできません。
したがって、お問い合わせの場合も、現在は国民年金に加入



する資格はありませんので、早急に役場へその旨をお知らせください。

被保険者の資格は、こうした場合のほか、死亡したとき、六十歳になったときなどにも失われますので、役場に届けてください。

なお、あなたが重複納付した国民年金の保険料は役場に還付請求することができますが、還付を受ける権利が発生してから二年を経過すると失われることになり、早めにお申し出ください。

当然加入と 任意加入

国民年金は、資格がある者が当然に加入しなければならない制度ですから、先に挙げたような公的年金制度に加入している人や既に年金を受ける資格を持っている人とその配属者、昼間部の学生などを除く満二十歳以上六十歳未満の人は、必ず加入しなければなりません(当然加入被保険者)。

ただし、ほかの年金制度から給付を受けられる人や他の公的年金に加入している配偶者など当然加入の対象にならない人も希望すれば被保険者になることができます(任意加入被保険者)

加入手続きと 保険料

国民年金に加入する場合は、役場に届けて手続きを行い、国民年金手帳を受け取って下さい。

被保険者は、決められた額の保険料を納める義務がありますが、生活保護を受けていたり、所得がないときは、納付が免除されます。

《八種類の給付》

給付される年金には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、死亡一時金の八種類があります。給付額は、保険料の納付期間などに応じて計算されますが、給付を受けるための条件や給付の始まる時期などは、種類によって多少異なります。

《福祉年金》

以上ご紹介したのは加入者が納めた保険料と国庫負担などで給付がまかなわれる拠出性年金ですが、国民年金にはもう一つ、給付の全額を国で負担する福祉年金(無拠出年金)があります。

これは国民年金への加入期間が短いために支給が受けられない人や、国民年金制度が発足(昭和三十四年十一月一日)したときに、既に老齢、身体障害者あるいは母子世帯であった人に年金を支給して生活の安定を図る制度です。

福祉年金は、全額国の費用で支払われますので、本人および扶養義務者の所得が一定以上あると支給されません。

毎月23日はふみの日

手紙で心の交流を

手紙を書くことを通じて、心と心のふれあいを深めていただき、同時に手紙文化、文字文化の見直しの気運を盛り上げる一助にもなればという趣旨で、郵政省では毎月二十三日を「ふみの日」とし、手紙を書く運動を展開しています。

最近、電話の普及などにより手紙を書く人が減少しているといわれていますが「ふみの日」

を契機として、ものごとを深く考え、的確に表現するという一つの機会を培うため、生活の中にも書く習慣を取り戻していただきたいと考えています。

なお、七月二十三日（ふみ月ふみの日）には、「妖精と手紙（六十円）」と「かもめと手紙（四十円）」の切手二種類を発売いたします。

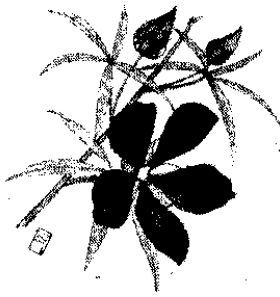
絵入りハガキで夏だよりに

暑中見舞はがき発売中

いよいよ本格的な夏の到来！知人や友人などから、涼風感あふれる「夏だより」をいただくのは大変うれしいものです。郵便局では、切手に相当する部分「すいか」、文を書く方に

「せみ」と「もみじあおい」をカラー印刷した二種類の暑中見舞ハガキを発売しています。

絵入りハガキに、ご家族の近況を添えて夏だよりを出しましょう。



お早く「お年玉賞品」引換え
—— 7月19日まで ——

お年玉つき年賀ハガキの、お年玉賞品引換え期間は、7月19日までです。

賞品を引換えておられない方は、お早めに引換えてください。

等級	お年玉	組	番号
1等	ステレオラジオ スケッチテーブ レコーダー	A組	086492
		A・B組	133933
		共通	811218 815630
2等	折りたたみ式 自転車	A組	下5けた 30952
		A・B組	下5けた 89745
		共通	下3けた 下3けた 229 482
3等	手紙セット(便せん・封 筒・グリーティング カードのセット)	A・B組	下3けた 下3けた 229 482
4等	お年玉切手シート	A組	下2けた 下2けた 23 43
		A・B組	下2けた 下2けた 43 95
		共通	下2けた 下2けた 43 95

郵政省

手紙作文コンクール

小・中学生

しめきり 7月20日

日常生活の中で、だれでも書く手紙。この手紙の形式をかりて児童、生徒のみなさんの作文能力を向上させ、併せて豊かな情操を身につけていただくことを願って、郵政省では、「手紙作文コンクール」を実施いたします。

応募資格は、小・中学生の方で、締切りは七月二十日（必着）となっております。

詳しいことは、お近くの郵便局でおたずねください。

戸籍の明暗

六月

新婚さん

上田留作(十日町市・中条甲)
佐藤美津子(曾根・日影)

うぶ声

久保田 忍(藤原・勇の長女)
福原高志(天水越・滋の長男)

おくやみ

樋口長一(73)(中尾・場丁)
佐藤要蔵(64)(上之山・要蔵)
高橋喜市郎(61)(天水島・山根)
小野塚栄作(71)(東川・加満田や)
志賀シン(74)(松口・松葉屋)

7月の患者輸送

浦田地区

▽木曜日、浦田出張日
1日、15日、29日

▽月曜日、松之山診療所
5日、19日

東川村区

▽木曜日、東川出張日
8日、22日

▽月曜日、松之山診療所
12日、26日

三省地区

▽水曜日
7日、21日、28日

松口地区

▽金曜日
2日、9日、16日、23日、30日